

○厚生労働省告示第百四十二号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
I ~ V (略)					I ~ V (略)				
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格					VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
	品 名	単 位		材料価格		品 名	単 位		材料価格
001	(略)				001	(略)			
002	歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S 適合品)	1 g		<u>6,596円</u>	002	歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S 適合品)	1 g		<u>6,512円</u>
003	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S 適合品)	1 g		<u>6,579円</u>	003	歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S 適合品)	1 g		<u>6,495円</u>
004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g		<u>6,729円</u>	004	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g		<u>6,645円</u>
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g		<u>6,556円</u>	005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g		<u>6,472円</u>
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g		<u>3,391円</u>	006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g		<u>3,711円</u>
007~009	(略)				007~009	(略)			
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g		<u>3,994円</u>	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g		<u>4,226円</u>
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	J 1 g		<u>151円</u>	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	J 1 g		<u>144円</u>
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	J 1 g		<u>184円</u>	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	J 1 g		<u>177円</u>
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g		<u>269円</u>	013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g		<u>265円</u>
014~069	(略)				014~069	(略)			
VII~IX	(略)				VII~IX	(略)			